

ご契約のしおり

最終改定 平成 26 年 10 月 1 日
北海道中小企業共済協同組合

I ご契約に関する重要な事項について

ご契約に関する重要な事項のうち、主にご契約後にご留意いただきたい事項をまとめておりますのでご確認ください。なお、ご契約に際して、特に重要な事項につきましては、『重要事項説明書』をご参照ください。

1 ご契約の基本的取り決め事項について

自動車事故費用共済は、主契約（人身事故補償）と物損特約（物損事故補償）により構成されています。ご契約内容の詳細は、このしおりの中に、次のとおり記載していますのでご確認ください。

普通共済約款	主契約の内容を定めたものです。
物損特約	物損特約の内容を定めたものです。
共済掛金口座振替特約	共済掛金の支払を口座振替（自振）で行う場合、その内容を定めたものです。

2 共済契約証書の内容をご確認ください

共済契約証書（共済契約継続証）は証書記載内容をご確認のうえ大切に保管ください。万一、証書の記載内容がお申込内容や契約のご意向と違う場合は、直ちに取扱共済代理店または当組合までご連絡ください。ご確認に際しては、特に下表の事項をお確かめください。なお、下表の★印が付された事項は「告知事項」といい、申込書に記載した内容が事実と違う場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

	① ご契約者の住所・氏名
	② 共済金額（ご契約額）、ご契約のコース（物損特約の有無）
	③ 共済期間、共済掛金の払込方法
★	④ ご契約のお車（被共済自動車の登録番号、車名・車台番号）
★	⑤ 約款第2条(1)④の届出運転者（注1）

(注1) 共済契約証書に何も記載がない場合の被共済運転者は、ご契約者が法人の場合はその役職員、個人の場合はご契約者本人ならびに同居の親族（事業者の場合は雇用者を含みます）の方となります。それ以外の方を被共済運転者として追加登録された場合は、該当欄に届出運転者氏名が記載されます。

3 ご契約後に内容を変更されたいときは（通知義務等）

(1) ご契約者には、ご契約後に下記の事項（通知事項）の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱共済代理店または当組合までご連絡いただく義務があります。遅滞なくご連絡いただけない場合や追加共済掛金が必要となるご契約内容の変更で追加共済掛金のお支払いがない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、共済契約証書（共済契約継続証）に★が付された次の事項が通知事項ですので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

被共済自動車の登録番号、プレートの色、車名・車台番号、届出運

(2) (1)の通知事項をご連絡いただく場合において、下記に該当するときは、ご契約の引受範囲外となるため、共済期間の途中であってもご契約を解除させていただくことがあります。

被共済自動車の用途・車種等がお引受対象外となる場

(3) ご契約後、次に掲げる事実が発生する場合には、ご契約内容の変更手続が必要です。取扱共済代理店または当組合にご連絡ください。

① 「遅滞なく」ご連絡いただく事項	(7) 被共済自動車を他人に譲渡したとき (4) ご契約者の住所または通知先を変更したとき
② 「あらかじめ」ご連絡いただく事項	(ウ) 共済契約者を変更するとき (イ) 上記以外の変更を行う場合

4 ご契約の解約手続と解約返戻金について

- (1) 契約をご解約される場合は、すみやかに取扱共済代理店または当組合までご連絡ください。組合所定の書類等のご提出により解約手続をさせていただきます。
- (2) 原則、次の金額を返還いたします。ただし、ご契約が無効や失効等の場合は返還できない場合があります。

○解約返戻金＝既収掛金－既経過期間分の共済掛金（解約届出日の属する月までの月割計算）

- (3) 解約の条件、共済掛金のお支払い状況、事故発生の有無等の条件によっては、当組合の定める規定により未払共済掛金をご請求させていただくことがありますのでご注意ください。

5 ご契約の自動継続更新について

ご契約は次に掲げる場合を除き、継続更新前と同一の内容で自動的に継続更新されます。

- ①ご契約者から契約終期の14日前までに解約等のお申出があった場合
- ②当組合からご契約者に契約を継続しない旨を通知した場合

6 共済利用分量配当金の取扱いについて

当組合は営利を目的としていませんので、決算後の剰余金は共済利用分量配当金としてご契約者にお戻しします。なお、ご契約継続者の配当金は、更新契約の共済掛金に充当させていただきます。（共済掛金から配当金を控除した金額をご請求させていただきます。）

7 継続契約の共済掛金の振替日、払込期日について

- (1) 共済掛金の払込方法が口座振替（自振）の場合の振替日は、継続契約の始期日の属する月の20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。残高不足等により自振不能となった場合はその翌月の振替日（払込期日）に再振替します。
- (2) 共済掛金の払込方法が当組合への直接払込の場合は、継続契約の始期日の属する月の末日（払込期日）までに払い込んでください。
- (3) (1)、(2)の払込期日までに共済掛金の払込みがなかった場合は、共済金をお支払いできません。また、ご契約を解除することがあります。

8 万一、事故が発生した場合の手続について

■ 事故が起こった場合の当組合への通知等

万一、事故が起こった場合は、遅滞なく取扱共済代理店または当組合までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

■ 共済金の請求に必要な書類等について

- (1) ご契約者または共済金を受け取るべき方（これらの代理人を含みます。）が共済金のご請求を行う場合は、下表の書類のうち当組合が求める書類をご提出していただきます。なお、事故の内容や損害等必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

ご提出書類	補償種類	死亡事故	後遺障害事故	入院・通院事故	物損事故
共済金請求書		●	●	●	●
公の機関の交通事故証明書 またはこれに代わるべき書類		●	●	●	●
所轄警察官署の証明書 またはこれに代わるべき書類					●
死亡診断書、戸籍謄本		●			
後遺障害診断書			●		
診断書				●	
共済金受取人の印鑑証明書		●	●		
領収書または支払を証明する書類		●	●	●	
被害物を確認できる書類、修理等見積					●

書または領収書、写真・画像データ				
------------------	--	--	--	--

- (2) ご提出された書類について、正当な理由なく事実と異なることを記載された場合や偽造・変造があった場合は、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

■ 共済金のお支払時期

当組合は、上記の「共済金の請求に必要な書類等」に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、当組合は確認が必要な事項やその確認を終える時期を通知し、共済約款等に定める日数まで、お支払いまでの期間を延長することがあります。

■ 共済金請求権の時効

共済金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

■ 共済金支払後の共済契約

共済期間中の事故で、その支払共済金の合計額が共済金額(ご契約額)に達した場合は、事故による損害が発生した時に、ご契約は終了します。(物損特約も同様です。)

9 その他のご留意事項

- (1) 自動振替の場合、預金通帳等の摘要欄には「HDC. チュウキョウサイ」「HDC. ワイドネット」等と印字されますのでご了承ください。なお、自動振替の場合の領収書の発行は省略いたします。
- (2) 物損特約2口6万円にご加入の方で、過去3共済期間(3年)において、3万円超の共済金請求が2回以上あった場合は、次回更新時に契約額の減額をお願いすることがあります。

10 共済に関する苦情・ご相談等のお問い合わせ先

■ 共済に関する苦情・ご相談受付窓口

ご満足いただけるサービスを提供できるよう、次の窓口において、苦情・ご相談を受け付けております。お気軽にお申し出ください。

北海道中小企業共済協同組合	☎ 011-219-5585
	☎ 0800-800-3223
全日本火災共済協同組合連合会 中小企業共済相談受付センター(東京)	☎ 0120-511-077

[受付時間] 平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始の休日を除きます)

■ 当組合との間で問題を解決できない場合のお問い合わせ先

当組合との間で問題解決できない場合は、下記にご相談いただくこともできます。紛争解決機関として中立・公正な立場から苦情・紛争の解決支援を行います。

(一社)日本共済協会 共済相談所	☎ 03-5368-5757
------------------	----------------

[受付時間] 平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始の休日を除きます)

II 個人情報情報の取扱いについて

当組合ホームページ『個人情報保護について』をご参照ください。